

市町村と県による協働電子図書館コンテンツ選書基本方針

(目的)

第1条 この方針は、市町村と県による協働電子図書館事業を十分かつ円滑に運営するため、電子書籍コンテンツ（以下、「コンテンツ」という。）の収集に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この方針及び「市町村と県による協働電子図書館コンテンツ選書基準」（以下、「選書基準」という。）等で使用する用語を以下のとおり定義する。

- (1) 選書とは、参加団体のすべてがシステム提供者の用意するコンテンツの中から購入を検討するものを選ぶことをいう。
- (2) 選定とは、運営委員会の選書部会において、参加団体から提出された選書内容を調整し、購入を決定することをいう。

(基本方針)

第3条 市町村と県による協働電子図書館（以下、「協働電子図書館」という。）は、市町村と県が連携・協働して、全ての県民が、居住する地域や世代の違い、障がいの有無等にかかわらず、いつでも、どこからでも、無償で、必要とするコンテンツにアクセスできる環境構築のために、電子資料の特長をいかしたコンテンツ資料を収集・選定し、利用に供する。

- 2 選書は、すべての協働電子図書館事業の参加団体の権利であり、選書できる規模は負担金の規模に依拠しない。
- 3 選書は、この方針及び選書基準に則って行う。

(収集方針)

第4条 協働電子図書館は、県民の生涯にわたる学習活動を支援するため、県民の要望及び社会的な動向等が十分に反映されるように配慮し、文化教養、調査研究、趣味、娯楽等に資する電子書籍の特性を最大限に活用したコンテンツを広範囲にわたり収集するとともに、地域や県民の課題解決に役立つコンテンツを積極的に収集する。

- 2 コンテンツの収集は、第3条に基づき、全体の蔵書構成を考慮しつつ、県民の要望に応えるコンテンツを、次の原則に基づき選択し収集するものとする。なお、協働電子図書館で収集したコンテンツがどのような思想や主張を持っていようとも、それを協働電子図書館が支持するものではないことを明記する。
 - (1) 著者の思想的・宗教的・党派的立場にとらわれて、その著作を排除することはしない。
 - (2) 多様な、対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つコンテンツを幅

広く収集する。

- (3) 個人・組織・団体からの圧力や干渉によってコンテンツ収集の自由を放棄したり、紛糾を恐れて自己規制したりしない。
- (4) 親しみやすい一般的な本を中心とし、高度な研究書、学術書は収集しない。

(収集するコンテンツの種類)

第5条 収集するコンテンツの種類は、以下のとおりとする。

- (1) 図書
 - (2) 地域資料（地方行政資料を含む）
 - (3) マンガ（コミック）
 - (4) 逐次刊行物（雑誌）
 - (5) その他
- 2 コンテンツの収集は、国内で発行された作品を中心とし、外国で刊行されたコンテンツについては、必要に応じて収集するものとする。
- 3 技術の進歩などによる新しい形態のコンテンツについては、電子書籍の利便性、継続性を考慮し、収集対象に加えるものとする。

(コンテンツの収集)

第6条 コンテンツの収集は、購入及び寄贈による。

(コンテンツの選書)

第7条 常に新鮮で適切なコンテンツ構成を維持し充実を図り、県民の支持を得るため、別に定める選書基準により選書する。

(コンテンツの選定)

第8条 収集するコンテンツは、参加団体により選書を行い、選書部会で選定し、システム提供者に発注する。

(方針等の公開)

第9条 協働電子図書館は、コンテンツの収集について、広く県民の理解、協力及び支持を得るため、この方針及び選書基準を公開するものとする。

附 則

- 1 この方針は、令和4年4月28日から施行する。